

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成22年3月2日（火）

社会・援護局 総務課

# 目 次

頁

## (重点事項)

1 「地域生活定着支援センター」の整備について	1
2 「ひきこもり地域支援センター」の整備について	4
3 災害対策等について	10

## (連絡事項)

1 社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について	24
2 全国福祉事務所長会議の開催について	24
3 福祉事務所現況調査の実施について	24

## (参考資料)

1 平成22年度予算案の概要	25
2 平成22年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>	32
3 災害救助法の概要	33
4 災害救助法適用基準	34
5 福祉避難所の指定状況について	35
6 平成21年度災害救助法適用状況	36

# 重点事項

# 1 「地域生活定着支援センター」の整備について (矯正施設退所者の地域生活定着支援事業)

## (1) 事業の趣旨及び概要

- 矯正施設入所者の中には、高齢又は障害を有するため、福祉サービスの対象となる者もいるが、親族等の引受先を得られないまま矯正施設を退所し、結果として、必要な支援を受けられず、再犯に至る場合もある。
- このため、厚生労働省では、法務省の協力の下、平成21年度から、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者の福祉的な支援を推進する「地域生活定着支援事業」を実施し、各都道府県に「地域生活定着支援センター」の整備を進めることとしている（都道府県を実施主体とした補助事業で、補助率は定額（10/10相当））。

## (2) 「地域生活定着支援センター」の整備状況

- 平成22年2月末時点において、47都道府県のうち、11県において、センターが設置されている。

### (センター設置済みの自治体)

岩手県、宮城県、山形県、栃木県、岐阜県、静岡県、滋賀県、和歌山県、山口県、佐賀県、長崎県

- また、センター未設置の都道府県を対象に本年2月に実施したアンケート調査結果では、29の都道府県において、平成22年度予算に本事業の実施経費を計上予定である旨の御回答をいただいております、同年度中に40都道府県（全都道府県の85%）において、センターが設置される見通しである。
- 矯正施設所在地及び矯正施設退所者の帰住地は、全国に分布するため、「地域生活定着支援センター」が、その役割を果たすためには、全都道府県に設置し、全国的なネットワークを築き、対応する必要がある。  
予算計上した都道府県におかれては、早期の事業実施に向けて準備を進めていただくとともに、未だ設置予定のない県におかれては、事業実施に向けて早急に御検討をお願いしたい。

注意 本事業は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」のメニュー事業の一つとして実施するものであり、交付要綱、実施要綱等は貴自治体のとりまとめ部局あて別途通知する。

## (3) 補助金の交付方針

### ア 事業の採択方針について

「地域生活定着支援事業実施要領」の事業内容を満たす事業について採択。

### イ 補助対象経費について（調整中）

都道府県が実施する地域生活定着支援事業に必要な次に掲げる経費を対象とする。

○ 報酬、給料、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）

ウ 補助率

定額（10/10相当）

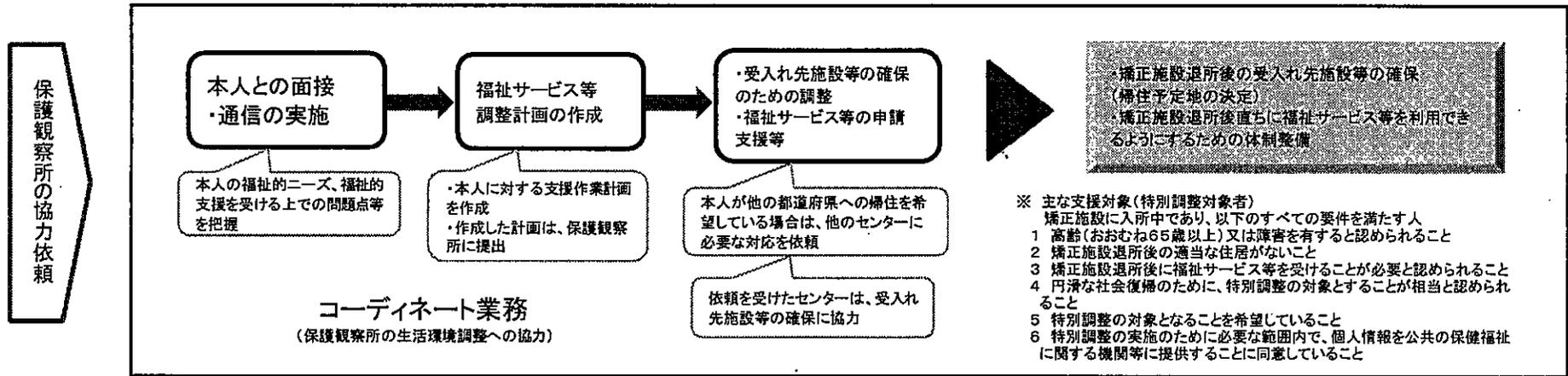
エ 補助基準額

センター1か所あたり 総事業費1700万円以内を基本とする。

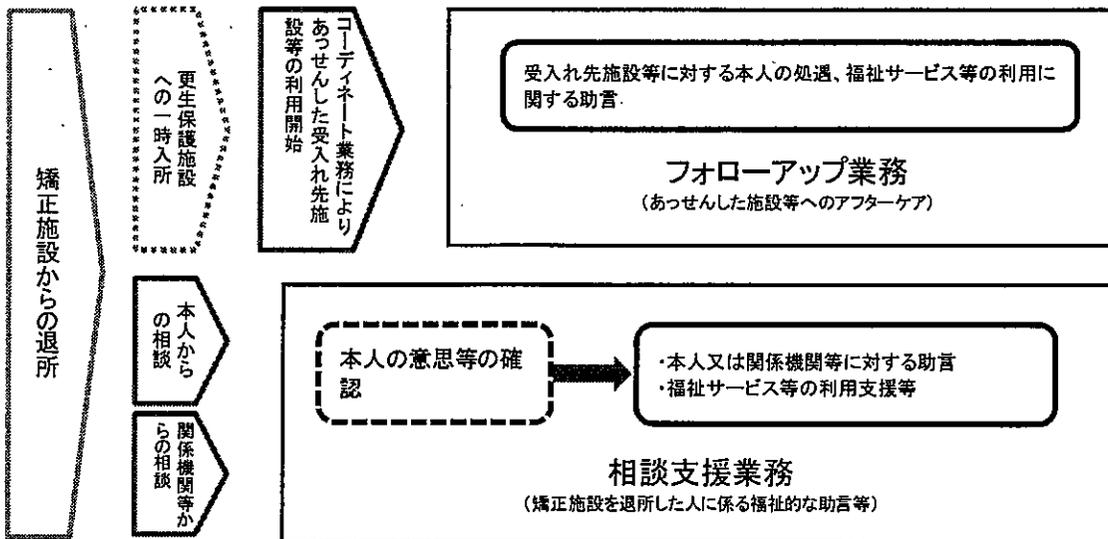
※ 平成22年度における対象経費等については、各都道府県の要望を踏まえ調整中であり、おって交付要綱等において示すこととしているので御承知願いたい。

# 地域生活定着支援センターの事業の概要

## 矯正施設に入所中の人に対する支援



## 矯正施設を退所した人に係る支援



## 関係機関等との連携

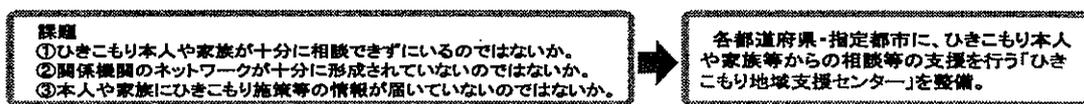
- ケース会議、合同支援会議等の開催  
個々の利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じて、関係機関等の参加を求め、ケース会議、合同支援会議等の会議を開催する。
- 連絡協議会への参加  
業務を行うために必要な情報を交換し、関係機関等との連携の強化を図るため、保護観察所が開催する連絡協議会に参加する。
- その他日常的な連携  
上記のほか、業務の円滑かつ効果的な遂行のため、平素から、関係機関等との連携を密に保ち、社会資源の開拓等に努める。

## 2 「ひきこもり地域支援センター」の整備について (ひきこもり対策推進事業)

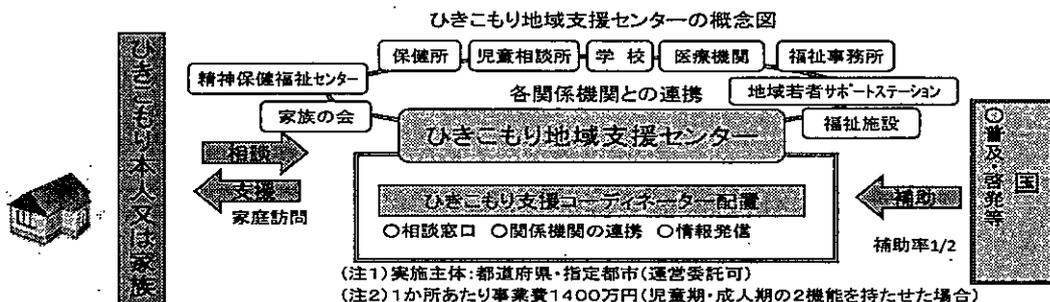
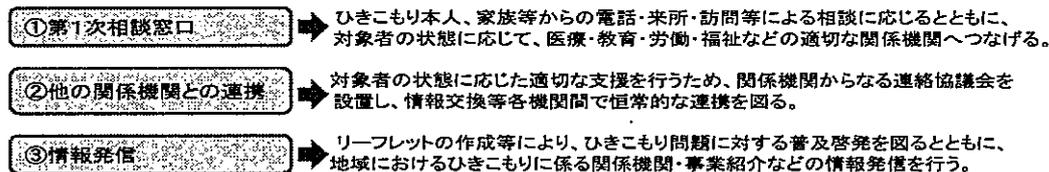
### (1) 事業の趣旨及び概要

- 厚生労働省では、平成21年度から、ひきこもり施策に係る新たな取組として、「ひきこもり対策推進事業」を創設し、各都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めることとした。(都道府県・指定都市を実施主体とした補助事業で補助率は1/2)
- 本センターは、ひきこもりに特化した第1次相談窓口としての機能を有し、本人や家族が、地域の中で最初どこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としている。
- 事業概要は、本センターに「ひきこもり支援コーディネーター」(社会福祉士、精神保健福祉士等)を配置し、電話・来所・訪問等による相談に応じ、対象者の状態に応じて適切な関係機関へつなぐこと。また、地域における医療・就労などの関係機関とのネットワークの構築による連携の確保、ひきこもり施策の情報発信等の役割を担うものである。

### ひきこもり地域支援センターの概要



○「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を置き、次の事業を行う。



- 厚生労働省では、ひきこもりに特化した相談窓口を全国66の都道府県・指定都市に整備したいと考えており、窓口を設置していない自治体におかれては、地域に暮らすひきこもり本人や家族にサービスを提供するために、「ひきこもり対策推進事業」の補助事業を活用され、早期に「ひきこもり地域支援センター」が整備されるよう、積極的な御検討・御協力をお願いしたい。

- なお、「ひきこもり地域支援センター」の整備に当たり、「子ども・若者育成支援推進法」の施行を待って検討するとしている自治体もあるが、同法は平成22年4月1日より施行されるので、併せて積極的な御検討をお願いしたい。

注意1 「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）」は、教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニート、ひきこもりといった困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図る内容としている。本事業の「ひきこもり地域支援センター」は、その地域ネットワークを構成する機関とされている。

[参考]

- ・「子ども・若者育成支援推進法」の目的は、以下のとおり。
  - ① 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など各分野にわたって、子ども・若者育成支援施策の推進を図るため、子ども・若者育成支援推進大綱を作成する。
  - ② 修学及び就業のいずれもしていないなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援を行う地域ネットワークづくりを推進する。
- ・ 「子ども・若者育成支援推進法」第19条第1項においては、地方公共団体に対し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会の設置に努めることを求めている。
- ・ なお、3月上旬には内閣府より、各地方公共団体において協議会を設置する際の拠り所となる基本的な考え方を取りまとめた「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」が発出されるので、参考にされたい。

(2) 整備状況

- 平成22年2月末時点において、全国の65の都道府県・指定都市のうち、19の自治体において、「ひきこもり地域支援センター」が整備されている。また、7自治体においては、センターは未整備であるが、自治体単独の事業として「ひきこもり専用の相談窓口」を設置している。（次頁「設置状況一覧」参照）
- この他、来年度においては、10自治体が「ひきこもり地域支援センター」の開所に向けて検討していると聞いている。

注意2 本事業は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」のメニュー事業の一つとして実施するものであり、交付要綱、実施要綱等は貴自治体のとりまとめ部局（福祉部局）あて別途通知する。ひきこもり担当部局が別部局の場合は、本事業の担当部局への連絡・周知等についてお願いしたい。

(3) 補助金の交付方針

ア 事業の採択

「ひきこもり対策推進事業実施要領」の事業内容を満たす事業について採択。

イ 補助対象経費（調整中）

報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く）

ウ 補助率 1/2

エ 補助基準額

児童期又は成人期のセンター1か所当たり 総事業費700万円以内（補助額350万円以内）を基本とする。ただし、児童期・成人期を1か所のセンターで実施する場合は、総事業費1400万円以内（補助額700万円以内）とする場合があるので、別途相談されたい。

※ 平成22年度における対象経費等については、各都道府県・指定都市の要望を踏まえ調整中であり、追って交付要綱等において示すこととしているのでご承知願いたい。

「ひきこもり地域支援センター」の設置状況リスト

平成22年2月12日現在

		名 称	住 所	電話番号
1	北海道	北海道ひきこもり成年相談センター	札幌市白石区平和通17丁目北1-13	011-863-8733
2	岩手県	岩手県ひきこもり支援センター	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9618
3	山形県	自立支援センター「巣立ち」	山形市小白川町2-3-30	023-624-1217
4	東京都	東京都ひきこもりサポートネット	小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学内	042-329-6677
5	石川県	石川県こころの健康センター	金沢市鞍月東2-6	076-238-5761
6	京都府	初期型ひきこもり訪問応援「チーム絆」	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町京都府庁2号館1階青少年課内	075-414-4304
7	大阪府	ひきこもり地域支援センター	大阪市住吉区万代東3-1-46	06-6697-2570
8	和歌山県	ひきこもり地域支援センター	和歌山市手平2-1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階	073-435-5194
9	鳥取県	とっとりひきこもり生活支援センター	鳥取市西品治863-1	0857-20-0222
10	山口県	ひきこもり地域支援センター	防府市駅南町13-40防府総合庁舎2階	0835-27-3480
11	高知県	高知県ひきこもり地域支援センター	高知市丸ノ内2-4-1	088-821-4966
12	大分県	青少年自立支援センター(ひきこもり地域支援センター)	大分市東春日町1-1NS大分ビル2F	097-534-4650
13	横浜市	青少年相談センター	横浜市南区浦舟町3-44-2	045-260-6615
14	浜松市	浜松市ひきこもり地域支援センター	浜松市中区中央一丁目12-1 県浜松総合庁舎4階	053-457-2709
15	大阪市	大阪市こころの健康センター	大阪市都島区中野町5-15-21都島センタービル3F	06-6922-8520
16	神戸市	神戸市ひきこもり地域支援センター～ラポール～	神戸市兵庫区羽坂通4丁目2-22	078-945-8079
17	広島市	広島市ひきこもり相談支援センター	広島市西区楠木町一丁目8-1	082-942-3161
18	北九州市	ひきこもり地域支援センター	北九州市戸畑区汐井町1-6ウェルとばた2階	093-873-3132
19	福岡市	地域思春期相談事業「ワンド」	福岡市東区松香台2丁目3-1九州産業大学大学院付属 臨床心理センター	092-673-5804

自治体単独のひきこもり専用相談窓口の設置状況リスト(センター設置県以外)

		名 称	電話番号
1	宮城県	県保健福祉事務所(7か所)	
		宮城県仙南保健福祉事務所	0224-53-3132
		宮城県仙台保健福祉事務所 塩釜総合支所	022-363-5507
		宮城県北部保健福祉事務所	0229-87-8011
		宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所	0228-22-2118
		宮城県東部保健福祉事務所	0225-95-1431
		宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所	0220-22-6118
		宮城県気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1356
2	秋田県	精神保健福祉センター	018-831-2306
3	福島県	保健福祉事務所(6か所)	
		県北保健福祉事務所	024-534-4300
		県中保健福祉事務所	0248-75-7811
		県南保健福祉事務所	0248-22-5649
		会津保健福祉事務所	0242-29-5275
		南会津保健福祉事務所	0241-63-0305
		相双保健福祉事務所	0244-26-1132
		精神保健福祉センター	024-535-3556
4	群馬県	こころの健康センター	027-263-1166
5	岡山県	各保健所、支所(9か所)	
		備前保健所	086-272-3950
		備前保健所東備支所	0869-92-5179
		備中保健所	086-434-7020
		備中保健所井笠支所	0865-69-1675
		備北保健所	0866-21-2836
		備北保健所新見支所	0867-72-5691
		真庭保健所	0867-44-2990
		美作保健所	0868-23-0111
		美作保健所勝英支所	0868-73-4054
6	川崎市	精神保健福祉センター	044-200-3246
7	名古屋市	精神保健福祉センター	052-483-2095

# ひきこもりに関する施策(平成22年度予算案)

施策の概要・平成22年度予算案など

担当部局・課室

・ひきこもり対策推進事業(セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数)  
(1か所当たり事業費(児童期・成人期の2機能を持たせた場合)1400万円(補助額700万円))  
都道府県・指定都市にひきこもり対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」を整備し、第1次相談窓口としての役割等を担う。

社会・援護局  
総務課

・精神保健福祉センター・保健所関連(精神保健福祉センター特定相談等事業費96百万円の内数等)  
精神保健に関する相談窓口における「ひきこもり」の相談。  
・思春期精神保健対策研修会関連(PTSD・思春期精神保健対策事業費18百万円の内数)  
「ひきこもり」を含む思春期精神保健の専門家の養成。

社会・援護局  
障害保健福祉部  
精神・障害  
保健課

・ふれあい心の友訪問援助等事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の内数)  
コーディネーターの支援の下、ボランティア(学生等)による家庭等の訪問や保護者を対象に講習会・グループワーク等を実施。  
・ひきこもり等児童宿泊等指導事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の内数)  
一時保護所等における集団的な生活指導・心理療法等の実施。

雇用均等・  
児童家庭局  
家庭福祉課

・地域若者サポートステーション事業(18.5億円)  
ニート等の若者を対象に、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置し、専門的な相談等を実施。  
・「若者自立塾」事業(1.8億円)  
若者自立塾は、平成21年度をもって廃止。予算案は21年度入塾者に係る経過措置関係経費のみを計上。22年度は本事業に代わり、新たに緊急人材育成支援事業による基金訓練スキームを活用した合宿型自立支援プログラムを実施する予定。

職業能力開発局  
育成支援課  
キャリア形成  
支援室

### 3 災害対策等について

#### (1) 防災態勢の強化について

昨年は、中国・九州北部豪雨、台風第9号といった大規模な風水害が発生し、多数の住家と尊い人命が失われた。

また、静岡県において、震度6弱を記録した駿河湾地震が発生し、幸いにも被害は少なく済んだものの、いづどこでも自然災害は起こりうるということを改めて認識させられたところである。

特に近年発生している記録的な局地的豪雨は、予測が困難である一方、極めて短時間のうちに多くの住家被害と犠牲者を生じさせるおそれがあることから、注意が必要である。

従前より、「大規模災害における応急救助の指針について（平成9年6月30日付け厚生省社会・援護局保護課長通知）」等を示し、地域の実情に即した救助の実施体制を整備するとともに、災害が発生した場合には迅速かつ的確な救助の実施に努めるよう、要請しているところであるが、より一層の防災態勢の強化をお願いしたい。

#### (2) 災害救助法の運用について

##### ア 都道府県における体制整備

都道府県は、災害救助法（以下、「法」という。）の実施主体であるため、災害発生の際には、迅速な対応が求められるところであり、特に大規模災害が発生した場合には、管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

このため、次の事項に留意しつつ、事前に職員の参集体制の確保や関係部局との役割の明確化について調整を行うとともに、市町村との連絡体制を十分に構築された上、法適用や応急救助の実施等に際しては、迅速かつ円滑な対応を行われたい。

##### (ア) 法適用の判断

法適用の決定については、その後の応急救助の実施に影響を及ぼすものであることから、法所管課においては、法の趣旨、適用基準の考え方

について十分理解し、知事等が適切に判断できるよう報告を行うなど、迅速かつ十分な対応を図られたい。

また、法の適用基準については、法施行令第1条第1項に定めており、基本的には、同項第1号、第2号及び第3項前段で、市町村又は都道府県の区域内の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定め、被害住家の数で判断することとなっている。

しかしながら、この滅失世帯数に達しない場合であっても、同項第3号後段及び第4号に該当する場合、法を適用することが可能となっている。

特に、同項第4号については、多数の住民の生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、

① 避難して継続的な救助を必要としたり、

② 食品の給与又は救出に特殊な補給方法又は技術を必要とする場合、

法を適用することが可能となっている。

このように、法の適用の判断に際しては、被害住家の数だけでなく、柔軟に適用できるようになっており、迅速な応急救助の実施が可能であることに留意の上、同項のどの規定に合致するか十分検討の上、都道府県において判断をされたい。

#### (イ) 被害状況の迅速な把握

被害状況の把握については、法の適用の基礎資料となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行う必要がある。

このため、予め管内市町村の被害状況の把握方法について確認し、不備と思われる市町村に対しては適切な助言を行われたい。

必要に応じて、担当職員の現地派遣を行うなどにより、救助の実施状況の直接把握や市町村への支援を行われたい。

また、被害状況の把握にあたっては、市町村の関係職員にとって建築関係で専門的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、予め他の地方公共団体と人材派遣の協定を結び専門家を確保する等の方法についても、市町村に対して助言をお願いしたい。

なお、法の適用は都道府県知事が行うことから、指定都市及び中核

市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況を把握するよう努められたい。

法適用後においては、被害状況、法適用状況（救助の程度、方法等）を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、都道府県から当室に対してもその内容について逐次情報提供されたい。

法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっているが、都道府県におかれては、応急救助の実施主体として、市町村に委任した事務について、常にその状況把握に努めるとともに、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努められたい。

なお、都道府県担当者を対象にした災害救助担当者全国会議を例年5月下旬から6月初旬に開催しているが、当該会議の内容についても市町村へ伝達されたい。

#### (ウ) 大規模災害への準備

大規模災害時には避難所の長期化が予想されることから、避難所の環境整備が重要となる。

具体的には、

- ① 床に畳・マット・カーペットを敷くこと
- ② プライバシー確保のために間仕切り用パーテーション等を設けること
- ③ 冷暖房機器や洗濯場を設置すること
- ④ 仮設トイレや簡易シャワー、仮設風呂等を設置すること

等であり、これらについて、備蓄又は関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図られたい。

また、法が適用された災害においては、これらの環境整備のための費用について、一般基準では対応できない場合には特別基準の設定が可能である。市町村にもその旨十分に周知願いたい。

なお、避難所の早期解消を図るためには応急修理の迅速な実施や応急仮設住宅の早期設置が必要であることから、これらの実施にあたっては、それぞれ以下の点に留意の上、各都道府県と管内市町村の役割分担等について、事前に調整を行い、被災者の避難所からの移転が円滑に進